

東京圏から西之表市大字に移住・就職した方へ 「100万円」もしくは「60万円」を交付します！！ ～ 西之表市移住者定住支援補助金 ～

(事業概要)

過疎地域の活性化と人口減少対策及び高齢独居者の見守りのための本市大字への移住・定住の促進や、医療・介護・保育（幼稚園含む。）職の企業等における人手不足の解消を目的に、東京圏から本市の指定地域に移住した方が、鹿児島県就職情報Webサイト「かごJob」に登録された医療・介護・保育職企業からの求人により就業し、本市に継続して5年以上居住する場合に、2人以上の世帯には100万円、単身世帯には60万円の補助金を交付します。

(交付対象者)

主な要件として、次のすべてに該当する必要があります。

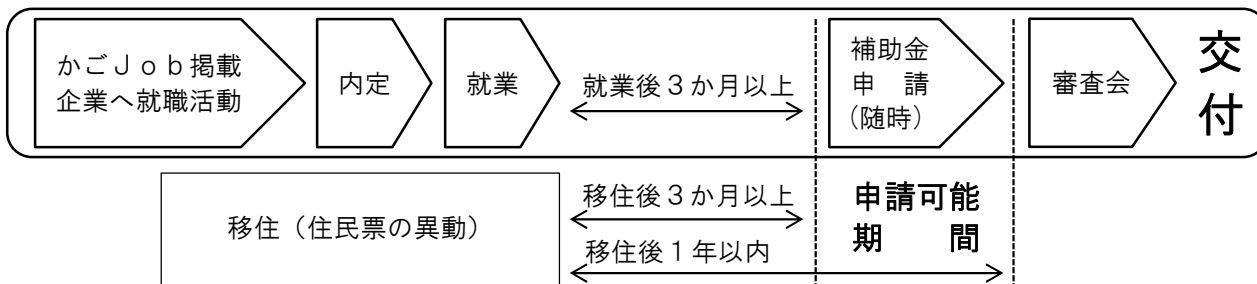
- 1 移住直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住直前に連続して1年以上、東京都23区内に在住していた方、又は東京圏から23区内に通勤していた方
- 2 満50歳以下の夫婦（ひとり親含む）と中学生以下の児童で構成される世帯もしくは単身世帯
- 3 令和2年4月1日以降に西之表市に転入した世帯
- 4 かごJobに掲載されている医療・介護・保育職の求人に応募し新規で就業した方

詳しくは、県ホームページをご覧ください。 [鹿児島県 移住支援金](#) [検索](#)

※ 上記要件のほか、裏面の要件を満たす必要がありますので、ご確認ください。

(交付までの流れ)

就業後3か月以上かつ移住後3か月以上経過してから申請ができます。



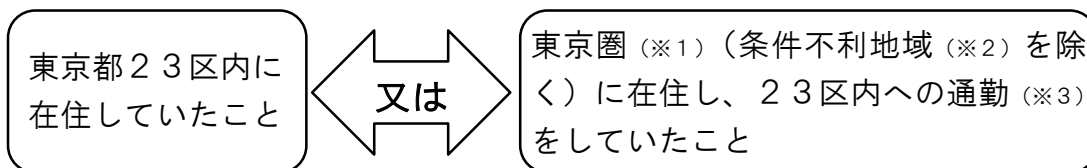
※ 中小企業等の方は、かごJobに求人情報をご登録いただき人手不足解消にお役立てください。

(お問い合わせ先)

西之表市役所 地域支援課 協働推進係
〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地
Tel : 0997-22-1111 (内線 214) Fax : 0997-22-0295
Mail : shiminkatudo@city.nishinooto.lg.jp

1. 移住元に関する要件

移住直前の10年間のうち通算5年以上、かつ、移住直前に連続して1年以上



※1：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2：(東京都) 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

(埼玉県) 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町

(千葉県) 館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

(神奈川県) 山北町、真鶴町、清川村

※3：東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができます。

2. 移住先に関する要件

- 1 自治会に加入し、子どもや高齢者等の見守り活動を行う意思があること
- 2 満50歳以下の夫婦(ひとり親含む)と中学生以下の児童で構成される世帯もしくは単身世帯
- 3 令和2年4月1日以降に、西之表市に転入したこと
- 4 補助金申請時に、転入後3か月以上1年以内であること
- 5 補助金申請日から、5年以上西之表市に継続して居住する意思があること
- 6 申請日から継続して指定地域(※4)に定住する意思があること
- 7 世帯員全員に市税等の滞納がないこと など

※4：小牧野・竹鶴・今年川・桃園・岳之田・平田・牧之峯・本立・下石寺・鞍勇、上西・国上・伊関・安納・現和・古田・住吉・安城・立山・中割校区

3. 仕事に関する要件

- 1 西之表市内に所在する勤務地に就労している者、又は中種子町もしくは南種子町に所在する勤務地に就労する場合は、本社が西之表市内に所在すること
- 2 就業先が、かごJ o bに補助金の交付対象として掲載されている医療・介護・保育職の求人であること
- 3 上記求人への応募日が、かごJ o bへの掲載日以降であること
- 4 当該法人に、補助金の申請日から5年以上継続して就労する意思があること
- 5 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3月以上在職していること
- 6 転勤、出向、出張、研修等による勤務地変更ではなく、新規雇用であること
- 7 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務を務める法人への就業でないこと など

※当該補助金の交付を受けた方が、申請日から5年以内に転出や退職された場合等は補助金返還の対象となりますので、ご注意ください。